

◆重要◆ 新型コロナウイルス感染症非常事態宣言発令に伴う 北方町の方針について

【北方町新型コロナウイルス感染症対策本部】

本部長 戸部 哲哉

北方町役場 電話 058-323-1111

◇町の対応方針

新型コロナウイルス感染症について岐阜県から“非常事態宣言”が発令されたことを踏まえ、感染拡大防止の観点から北方町においては次のとおり対応方針を決定しました。

○「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、三密回避）の継続徹底をお願いします。

○昼夜を問わず「飲食」「外出」「県をまたぐ移動」については、慎重な判断をお願いします。

- ・飲食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話時はマスクを着用してください。家族やパートナーであっても警戒し、大人数を避けてください。
- ・外出は必要性和安全性を慎重に検討し、感染防止対策を十分実施している行先に、かつ、空いた時間と場所を選んでください。
- ・「県をまたぐ不要不急の移動」は控えてください。
- ・特に「緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域」への不要不急の移動は自粛または延期してください。

○大型連休の行事の感染防止対策徹底

- ・帰省した同級生同士、親戚同士の大勢の会食は自粛してください。
- ・「バーベキュー」は、長時間飲食や深酒を誘引するため自粛してください。
- ・路上・公園などにおける集団での飲酒等、感染リスクが高い行動はやめてください。
- ・飛沫感染のリスクが高い「カラオケ」は「マスク・カラオケ」を徹底してください。できない場合は自粛してください。

○町有施設については、4月26日（月）から5月11日（火）の間、午後8時で閉館します。

（働く婦人の家、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、ホリモク生涯学習センターきらり
アルテックアリーナ、各小中学校体育館・グラウンド、各公園グラウンド）